## 全労金2020春季生活闘争ニュース・第9号

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】 なくそうハラスメント!増やそう賃金!求めよう安心して働き続けられる職場!

# 単組の交渉・協議状況を共有し、組合員一丸となって 要求実現に向けた闘争を展開しよう!

### ◎全労金第2回中央闘争委員会以降の全労金2020春季生活闘争の動向

全労金2020春季生活闘争は、3月19日(木)現在、12単組で闘争を再開しています。 現在も、複数の単組では、新型コロナウイルス感染症による職場対応を最優先に展開 している状況もありますが、2020春季生活闘争の交渉・協議を再開した多くの単組では、 単組の要求に対する金庫・事業体の現段階における考え方が示されています。

金庫・事業体からは、単組の要求主旨を理解し、基本賃金の改善を含め、前向きな考え方が示されている単組がある一方で、新型コロナウイルス感染症による経済への影響等を理由に、基本賃金の改善や一時金要求に対し、消極的な姿勢が示されている単組も少なくないのが実態です。

#### ◎私たちの要求に自信を持って闘争を展開しよう!

新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりを見せている中、世界の株式市場では株価の乱高下が発生しており、この動きは日本の株式市場も例外ではなく、経済情勢の先行きの見通しが不透明になっていることは事実です。

しかし、経済情勢の見通しが不透明であることを理由に、私たちの要求に応えないことが、果たして労働金庫の職場が抱える課題の解決に繋がるのでしょうか。2019年11月に取り組んだ「全組合員アンケート」では、労金業態全体に関わる課題として、「人員の不足」「職場繁忙度の増加」「労働金庫の将来性への不安」「仕事と家庭生活の両立に対する負担」等に多くの回答が寄せられました。

金庫・事業体が「人への投資(要求に応えること)」を積極的に進めることは、職員のやりがい・働きがいを高めるとともに、事業の持続可能性を高め、ひいては労働者自主福祉運動の発展にも繋がるものと認識しています。そうした流れを作り上げることで、私たちは、労金業態に働くことに自信と誇りを持つことができるようになることに加え、安心して働き続けることができる職場環境の構築にも繋がります。この流れは、まさに、全労金2020春季生活闘争方針の「基本スタンス」で掲げた「組織風土の改革」に繋がるものと考えます。組合員のみなさんは、みんなの総意で確立した要求に自信と誇りを持って春季生活闘争を展開しましょう!

#### ◎連合は3月13日に第1回回答集計結果を公表し、中央闘争委員長のコメントを発信しています!

連合は、3月13日(金)に、交渉のヤマ場として設定した「第1先行組合の回答ゾーン(3月9~13日)」における回答集計結果を公表しました。

集計結果の特徴としては、正規組合員の定期昇給込み賃上げ集計は、額・率ともに昨年よりも減少していますが、有期・短時間・契約等組合員の賃上げ集計は増加しています。有期・短時間・契約等組合員の時給の引き上げ額が30円を超えたのは、集計を開始した2015年以降で初めてとしています。なお、神津中央闘争委員長からは、ヤマ場の回答引き出し状況を踏まえ、以下のコメントを発信しています。

#### 《神津中央闘争委員長コメント》

2020春季生活闘争において我々は、「経済の自律的成長」と「社会の持続性」を実現するため、分配構造の転換につながり得る賃上げを求め闘っている。第1先行組合回答引き出しのヤマ場(3月10~12日)は、今、大詰めを迎えている。

要求提出以降、交渉環境が急変する中、これ迄に回答を引き出したすべての組合と真摯な交渉に応じた経営に、まずもって敬意を表したい。

現時点までに示された回答は、組合要求との隔たりはあるものの、概ねここ数年の 賃上げの流れを引き継いだものであり、現下の厳しい状況の中、これまでの組合員の 努力と日本経済に対する労使の責任と期待に応えるべく、ぎりぎりまで協議・交渉を 追い上げた結果であると受け止めたい。

現在も日本は困難な状況に置かれている。だからこそ、日本の基盤を維持するため、中長期にわたって取り組んできた賃上げの流れを継続し、すべての働く者の「人への投資」を実現していくことが重要である。連合は、これから本格化する中堅・中小組合の交渉を、構成組織・地方連合会と一体となってサポートしていく。

あわせて政府には、すべての国民の命と健康を守るとともに、すべての働く者の所 得補償とサプライチェーン全体を維持・確保するための強力な施策を求めていく。

以上

#### 《回答結果の概要》 ※3月13日10時段階

- 正規組合員の定昇込み賃上げ計 5,841円 (昨年比 812円減少)
- 正規組合員の定昇込み賃上げ率 1.91% (昨年比0.25%減少)
- 有期・短時間・契約等組合員の賃上げ額 時給 30.49円 (昨年比2.95円増加)
- 有期・短時間・契約等組合員の賃上げ額 月給 5,710円 (昨年比1,089円増加)

#### ※ 次号は3月24日(火)以降に配信予定です。

以上

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】 なくそうハラスメント!増やそう賃金!求めよう安心して働き続けられる職場!